

西宮市地域福祉推進検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市地域福祉計画（以下、「計画」という。）における施策・事業に関して、西宮市社会福祉協議会が策定した西宮市社会福祉協議会 地域福祉推進計画（以下、「市社協計画」という。）における取り組みと連携して推進を図るために「西宮市地域福祉推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画における重点的な取り組みの推進に関する事項
- (2) 市社協計画との連携・協働に関する事項
- (3) その他、計画における施策・事業の推進に関する事項

(構成等)

第3条 検討会議は別表1に掲げる部署の長をもって構成する。

- 2 検討会議にリーダーを置き、リーダーには健康福祉局福祉総括室地域共生推進課長を持って充てる。

(会議)

第4条 検討会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは必要に応じて、別表2に掲げる地域福祉推進のための重点的な取り組みに関連する部署の長を検討会議へ加えることができる。
- 3 リーダーは必要に応じて、別表1及び別表2に掲げる部署の施策・事業の担当者を検討会議へ加えることができる。

(事務局)

第5条 検討会議の庶務は、健康福祉局福祉総括室地域共生推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

(別表 1)

部 署	課 名
健康福祉局福祉総括室	地域共生推進課
健康福祉局福祉総括室	福祉のまちづくり課
健康福祉局福祉部	高齢福祉課
健康福祉局福祉部	障害福祉課
健康福祉局生活支援部	生活支援課
健康福祉局生活支援部	厚生第 1 課
健康福祉局生活支援部	厚生第 2 課
こども支援局子供支援総括室	子供支援総括室 参事 (計画推進担当)
こども支援局こども未来部	発達支援課
西宮市社会福祉協議会	地域福祉課
西宮市社会福祉協議会	共生のまちづくり課

(別表 2)

部 署	課 名
市民局コミュニティ推進部	市民協働推進課
市民局コミュニティ推進部	地域担当課
市民局コミュニティ推進部	地域防犯課
こども支援局子育て支援部	子供家庭支援課
こども支援局こども未来部	子育て総合センター
都市局都市計画部	すまいづくり推進課
教育委員会学校教育部	学校教育課
西宮市社会福祉協議会	相談支援事業課